

中国海上法執行機関の動向について -中国海警局発
足後の海警事情を中心として（その2）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 越智, 均, 四元, 吾朗, OCHI, Hitoshi, YOTSUMOTO, Goro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000156

【資料】

中国海上法執行機関の動向について

— 中国海警局発足後の海警事情を中心として（その2） —

越智 均 四元 吾朗

1 はじめに

前稿¹執筆以降、中国海警機構建設の新たな動向として特筆すべきは、2014年11月、中国海警局が2015年新卒の一般大学生等採用募集に着手したこと、2014年12月12日に「国家海洋局工作規則」²が制定され、国家海洋局と中国海警局の職責分担が明確に示されたことがあげられよう。前者にあつては、当該募集のための公式募集サイト（以下「公式募集サイト」という。）³が中国海警局政治部の名義において開設されている。これは、2013年の国家海洋局改編（以下「改編」という。）以降、初の取組みである。募集要綱に目を通す限り、採用後の身分は「武警」であり、このことは、中国海警機構の基幹部門が改編前の公安部边防海警を踏襲したものとなることを窺わせる。また、航海、機関、通信といった船舶運航要員の職種に加え、外国語（英語、日本語、ベトナム語、朝鮮語、マレーシア語）や法学（海洋法、国際法、国際関係）の知識を有した人材の確保が急務とされており、中国における国家公務員の新卒採用募集情報を発信している「中公教育網」⁴（公式募集サイト以外のものを以下「一般募集サイト」という。）で公開されている情報によれば、その募集規模は計700名とさ

1 越智均、四元吾朗「中国海上法執行機関の動向について」海上保安大学校研究報告第59巻第2号123-145頁。

2 国家海洋局：

http://www.soa.gov.cn/zwgk/gjhyjw/qt/201501/t20150108_34905.html#（閲覧日2015. 5.13）

3 中国海警接收普通高等学校应届卒業生網：<http://www.chinahjzs.net/index.asp>（閲覧日2015. 4.17）

4 中公教育網：<http://www.offcn.com/jzg/2014/1107/1786.html>（閲覧日2015. 4.17）

れており、中国海警船の量産が進む中での船舶運航要員の確保、業務の国際化への対応が喫緊の課題とみられる。後者にあつては、まず国家海洋局の主要職責を「海洋総合管理の強化、海洋発展計画の立案、海上における権益保全のための法執行の展開、海域及び島嶼使用の監督、海洋環境保護の実施等」と示した上で、国家海洋局と中国海警局の職責分担について「国家海洋局の海上における権益保全のための法執行業務は、局党組織の指導のもと、中国海警局の名義をもって展開し、具体的には中国海警局局長が指揮し、重大な問題は局党組織に報告の上決定する。」と明文化している。このことは、言い換えれば、改編前の海監機構⁵が担っていた職責が中国海警機構に移ったことを意味しており、前後者ともに「国家海洋局主要職責内設機構及び人員編制規定（以下「三定方案」という。）」⁶を根拠とした中国海警機構建設が着実に前進していることを窺わせる。本稿では、前稿に引き続き、これら報道等公開情報から最新の海警事情を取りまとめ、中国海上法執行機関の現状理解に努めることとする。

2 中国海上法執行機関の動向

まず、公式募集サイトに掲載されている「中国海警の紹介」⁷を取り上げる。中国海警機構の視点からその具体的所掌等について言及したものはこれまでなかったという点で、貴重な情報であり、以下、原文と訳文を併記する。なお、原文及び訳文に付した下線は、筆者が便宜上付したものであることを申し添える。

中国海警是一支维护国家主权和海洋权益的重要力量，由中国海监
(a)、公安部边防海警 (b)、农业部中国渔政 (c) 和海关海上缉私警察 (d)

5 改編前の海監機構に関する概要については、越智均、四元吾朗「中華人民共和国『海洋行政処罰実施規則』について」海上保安大学校研究報告第53巻第2号196 - 197頁参照。

6 国家海洋局：
http://www.soa.gov.cn/zwgk/fwjgwywji/gwvfgwi/201307/t20130709_26463.html（閲覧日2015. 5.13）

7 中国海警接收普通高等学校应届卒業生網：
<http://www.chinahjzs.net/About.asp?id=1>（閲覧日2015. 4.17）

四支海上执法队伍整合而成。目前，分布在我国 11 个沿海省区市，担负着在我国管辖的 300 万平方公里的海域执行维权和综合执法任务。其主要职责是：海上维权、治安管理、刑事执法、渔业监管、海域使用、海岛保护、海洋生态环境保护等行政综合执法，海上应急处突、人道救援、国际海上执法合作等。

中国海警は、国家主権及び海洋權益を保全するための重要なパワーであり、中国海監^(a)、公安部边防海警^(b)、農業部中国漁政^(c)及び海関海上密輸取締警察^(d)の四つの海上法執行隊伍を統合して構成されている。現在、わが国 11 の沿海省（区・市）に分布し、わが国が管轄する 300 万 k m²の海域において權益保全と総合的な法執行の任務を遂行している。その主たる職責は、海上における權益保全、治安管理、刑事法執行、漁業監督管理、海域使用、島嶼保護、海洋生態環境保護等の行政綜合法執行、海上における応急的な突発事案の処理、人道的救援、国際海上法執行協力等である。

以下、下線部を付した部分にかかる中国海上法執行機関について、改編前後の動向に着目し、報道等公開情報より分析を試みる。

(1) 海監（下線部（a）関連）

海監機構が改編前後で変わった点は、目下、国家級で見れば、海監機構の最高指導組織に位置づけられていた「中国海監総隊」が廃止されているのみで、三海区海監総隊とこれに隷属する各支隊は現存している状況にある。地方級の手海監機構についても、改編前と何ら変わることなく現存している。三定方案上「海監」の文言はもはや存在しないが故に、前編において、国家級の手海監機構は中国海警海区分局に統合されるイメージを、地方級にあつては、海警総隊に統合されるのか否かについて問題提起を示したところである。いずれも中国海警海区分局と海警総隊の正式な発足を見ない状況では、既存の中国海監がどのような形で中国海警機構に取り込まれるのか、はつきりしない状況と言え、引き続き今後の動向を注視していく必要がある。参考までに、改編時点における国家級の手海監機構の組織図を図 1 に示す。

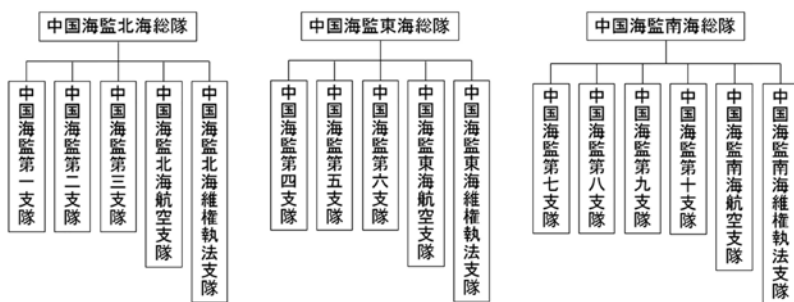


図 1：中国海監機構組織図（国家級）

（2）海警（下線部（b））関連）

改編前の公安部辺防海警とは、具体的には、沿海省（自治区・直轄市）の辺防総隊に隷属する海警支隊以下の海警部隊⁸を指しており、改編後は、これが三定方案に明記される沿海省（自治区・直轄市）海警総隊に隷属するイメージを前編において示したところである。これについて、最新の報道等公開情報を加味して検証する。まず、辺防総隊と海警総隊の関係を知り得る報道を以下訳文にて紹介する。

【報道その 1：広東辺防総隊が海警総隊と合同で初級昇級研修を開講⁹】

出典：新華網 発表時間：2014 - 10 - 15

15 日午前、広東辺防総隊第 29 期初級昇級研修班の集中研修開講式が当該総隊訓練基地にて挙行された。全省から 250 名の辺防初級警官と 23 名の広東海警総隊幹部が召集され、20 日間の集中研修に参加する。これは、海警部隊の制度改革以降、双方が初めて合同で開講した

8 かつては 11 の沿岸部辺防総隊の下に配置された 20 の海警支隊以下の部隊を一括りに海警部隊と呼んでいた。詳細については、越智均、四元吾朗『公安機関海上法執行工作規定』について」海上保安大学校研究報告第 53 巻第 1 号 164 頁参照。

9 新華網：http://news.xinhuanet.com/mil/2014-10/15/c_127101867.htm（閲覧日 2015. 5.3）

初級昇級研修である。

報道その1は、広東省の边防総隊と海警総隊が合同で初級幹部研修の類を開催したことを報じたもので、边防総隊と海警総隊は別の組織として扱われていることがわかる。また、「海警部隊の制度改革」とは、具体的には、もともと边防総隊に隷属していた海警部隊が海警総隊に隷属することとなった事実を彷彿させるものである。

次に、人民武装警察部隊¹⁰の公安現役部隊としての視点から見た边防総隊と海警総隊の関係を知り得る報道を以下訳文にて紹介する。

【報道その2：海南公安厅が武警海南総隊と公安現役部隊を慰問¹¹】

出典：人民網 発表時間：2015 - 2 - 10

2015 年春節を間近に控え、海南省長補佐官兼省公安厅長の李富林氏の委託を受け、2月10日午前、海南省公安厅党委員会委員兼政治部主任の江偉氏を団長とする省公安厅春節軍擁護慰問団が相次いで海南公安消防総隊、省公安厅警衛局、武警海南総隊、海南公安边防総隊及び省海警総隊設立チームを訪問し、省公安厅党委員会を代表し、各部隊の全士官等に対して慰労と敬意を表し、新春の祝福の意を贈った。

報道その2は、海警総隊が公安現役部隊の一つに位置付けられ、かつ、边防総隊とは一線を画した対等な関係にあることを裏付けるものである。もともと公安現役部隊には、边防部隊、消防部隊及び警衛部隊が存在し、これら部隊の最高指導組織は公安部内の内設機構である边防管理局、消防局及び警衛局である。一方、海警総隊は、中国海警局を最高指導組織とした部隊であり、中国海警局は公安部の内設機構ではないものの、三定方案上は、公安部の指導に服する組織であるのであるから、海警総隊が公安現役部隊の一つに位置づけられると整理することは可能であろう。

10 人民武装警察部隊の分類については、越智均、四元吾朗『『中華人民共和国人民武装警察法』について』海上保安大学校研究報告第55巻第1号207 - 214頁参照。

11 人民網 <http://news.0898.net/n/2015/0210/c336817-23864204.html> (閲覧日 2015. 5.3)

役部隊の一つに位置づけられると整理することは可能であろう。

以上のことから、公安部辺防海警は、辺防総隊から海警総隊へと配置換えされていると見ることができる。

（3）漁政（下線部（c）関連）

前編では、中国漁政海区総隊が中国海警海区分局に統合されるイメージを示しつつ、農業部海区漁政局の廃止等の可能性を示唆したところであるが、これらの可能性を裏付ける改編後の中国漁政の動向を知り得る貴重な情報に接したので、以下概要を紹介する。

2014 年 1 月 14 日に開催された全国漁業漁政工作テレビ電話会議の席上で、農業部副部長の牛盾氏が「2013 年、国务院内の機構改革と職能転変の中で、漁業漁政管理体制に重大な変化が起こり、農業部の多くの行政上の許認可権限が移管され又は取り消され、海上における漁政法執行の職責は国家海洋局へ移された。機構上で見れば、農業部漁政指揮中心と農業部三海区漁政局は、他の海上法執行機関とともに統合されることになり、農業部漁業局は、農業部漁業漁政管理局へと改名した」¹²旨発言している。これは、改編以降に国家級の漁政機構に大きな組織再編があったことを裏付けるものである。この発言にある「農業部漁政指揮中心」と「三海区漁政局」は、少なくとも改編以前の農業部の三定方案¹³に謳われていた組織であり、新三定方案なるものは、今なお公表されていない状況であるが、組織の並びから考えて、「農業部漁政指揮中心」は中国海警局の内設機構である「海警司（海警司令部、中国海警指揮中心）」へ、「三海区漁政局」は中国海警機構の「海区分局」へ統合され、現在すでに廃止されていると考えるのが妥当であろう。地方級の漁政機構にあっては、海監機構同様に現存している状況である。

（4）海関（下線部（d）関連）

12 中国漁業政務網：
http://www.cnfm.gov.cn/vvwyvzi/201401/t20140120_3742862.htm（閲覧日 2015. 5.13）

13 改編以前の農業部三定方案について言及した資料として、越智均、四元吾朗「中華人民共和国『排他的經濟水域漁政巡航管理規定』について」海上保安大学校研究報告第 54 巻第 2 号 116 - 117 頁を参照。

前編において、中国海警機構建設の中で、改編前の海関海上密輸取締処が改編後の沿海省（自治区・直轄市）海警総隊に統合されるイメージを示したところであるが、これを最新の報道等公開情報を加味して検証する。まず、海関と中国海警との関係について、三定方案に記載がある。以下、関連部分の原文と訳文を併記する。

（五）与海关总署有关职责分工。

1. 海关与中国海警建立情报交换共享机制，海关缉私部门发现的涉及海上走私情报应及时提供给中国海警，中国海警开展海上查缉并反馈查缉情况，按照管辖权限办理案件移交，双方共同制定案件移交等具体办法。

2. 海关和中国海警加强协作联动，对于发生在海上及沿海非设关地的重大走私活动，海关和中国海警可组织开展联合打私行动，统一部署、统一组织。

3. 海关在陆上和内河、界河、界湖缉私和查办案件中，发现涉及海上的走私活动，应通知中国海警，中国海警应及时部署查缉；中国海警在海上缉私过程中，发现涉及陆上内河、界河、界湖走私的，及时通知海关缉私部门予以查处。

4. 海关发现监管船舶未经海关许可擅自驶离海关监管区的，或在监管中遭遇暴力抗拒执法的，可通告中国海警，中国海警应予以拦截。

5. 海关和中国海警加强珠江口水域缉私的协作联动，双方在淇澳岛大王角与孖州岛灯标连线以内的水域开展缉私活动时，相互提供执法支持。

（五）海関総署との職責分掌

1. 海関は中国海警と情報交換共有体系を構築し、海関密輸取締部門が発見した海上密輸に関する情報は速やかに中国海警に提供されなければならない。中国海警は海上捜査を展開しつつ、捜査状況のフィードバックを行い、管轄権限に基づいて事案引継ぎを行う。双方は協力して事案引継ぎ等の具体的方法を定める。

2. 海関と中国海警は連携・協力を強化し、海上及び海関部署が設

置されない沿岸部で発生した重大な密輸活動に対して、同密輸取締行動を組織及び展開し、配置と組織の一元化を図る。

3. 海関が陸上並びに内陸河川、国境河川及び国境湖沼にて密輸取締り及び事案調査処理を行う場合において、海上に関わる密輸活動を発見したときは、中国海警に通知し、中国海警が速やかに捜査を行わなければならない。また、中国海警が海上密輸取締りを行う過程で陸上並びに内陸河川、国境河川及び国境湖沼に関わる密輸を発見したときは、速やかに海関密輸取締部門に通知し、海関密輸取締部門が調査処理にあたらなければならない。

4. 海関が監督・管理する船舶が海関の許可を得ずに海関の監督・管理区域を無断で離れたとき、又は海関が監督・管理中に暴力を受け、当該法執行に支障が出たときは、中国海警に通報することができる。この場合において、中国海警はこれを阻止しなければならない。

5. 海関と中国海警は、珠江口水域における密輸取締りの連携・協力を強化する。双方は、淇澳島大王角と孖州島灯標を結んだ線の内側の水域において密輸取締活動を展開するときは、相互に法執行上の支援を提供する。

以上のとおり、三定方案では、中国海警と海関は密接な連携を確立する必要があることを明確に謳っている。次に、海関と中国海警の連携にかかる取組みについて報じたものを以下訳文にて紹介する。

【報道その3：大連海関が遼寧省海警総隊と密輸取締りの分野で連携¹⁴】

出典：中国海洋在線 発表時間：2015 - 3 - 26

3月25日、大連海関と遼寧省海警総隊は「密輸取締協力合意文書」に調印した。双方は、共同で密輸にかかる違法又は犯罪活動を防止し又は取り締まることを目的として、連携体制を確立し、情報共有、行動協力、事案の引継ぎ、捜査の引継ぎ、情報のフィードバック等の協

14 中国海洋在線：<http://www.oceanol.com/zfjc/zhifa/2015-03-26/42705.html>（閲覧日2015. 5.15）

力手法を通じて、共同で海上密輸に対する捜査態勢の強化を保持し、もって大連、丹東、營口等沿海地区の経済秩序を維持する。

海関と新たに発足した海警部門による業務協力合意文書への調印は全国でも初であり、大連海関の責任者は、協議への調印は、双方の密輸違法事案の調査における協力を促進し、海上法執行機関統合による実際の効果をさらに発揮し、海上密輸にかかる違法又は犯罪活動に対して強い打撃を与え、国家海洋權益と国際貿易秩序を保全することになると述べた。

【報道その4：海関総署と中国海警局が製油の密輸取締りで連携¹⁵⁾】

出典：新華網 発表時間：2015 - 4 - 17

海関総署と中国海警局は4月15、17日、8つの直属海関と7つの省（市）海警総隊設立チームを連携させ、製油の密輸取締り特定行動を展開し、2つの密輸犯罪組織の壊滅に成功し、被疑者250余名を逮捕した。初動捜査段階で、事件に関わる密輸入製油量は合計44万トン、被害総額は22億元に上る。

国際製油価格変動等の影響を受けて、当面の製油密輸情勢は比較的緊迫している。さらに取締りを強化するため、海関総署は中国海警局と合同で、今年の3月から12月の間、沿岸重点地区での製油の密輸を取り締まる「春雷」特定取締りを展開する。今回の合同取締りの成功は、前回取締りに引き続き勝利を意味する。

取締りの継続的な強化に伴い、密輸犯罪組織もルートや手法を不断に変えるという。今回の合同取締りで壊滅した2つの犯罪組織を例にとれば、伝統的な海上密輸による手法のほか、「環境保護」と銘打って、国際航海船舶のビルジ処理を装い、ほしいままに国際航海船舶から船舶用燃料油を買い付け、海関の監督・管理を逃れ、密輸して国内で売りさばくという被疑者もいるほどだ。

統計によれば、「春雷」特定取締りを展開して以来、全国における

15 新華網：http://news.xinhuanet.com/2015-04/17/c_1115009252.htm（閲覧日2015. 5.1）

海関扱いの製油密輸犯罪事件は合計 28 件、事件に関わる製油量は 53.8 万トン、被害総額は 26.7 億元に達する。また、全国における海警部門扱いの製油密輸事件は 35 件で、海上現場で押収した密輸が疑われる製油量は 8400 余トンに上り、製油密輸活動に従事する者を震え上がらせている。

以上のとおり、密輸取締りの分野で海関とのカウンターパートとなる中国海警は、海警総隊（設立チーム）であることが見て取れる。海警総隊に海関海上密輸取締部門が配置換えされることによって、連携体制がより磐石なものとなることは言うまでもない。さらには、海関と中国海警との協力合意文書への調印という事実は、まさに三定方案を実行に移していることの現われである。

3 中国海警機構建設の動向

(1) 公式募集サイトから知り得る中国海警機構建設

公式募集サイトには、中国海警機構の組織名称と拠点住所が公表されており、これを三定方案に照らして整理した中国海警機構組織系統を図 2 に示す。

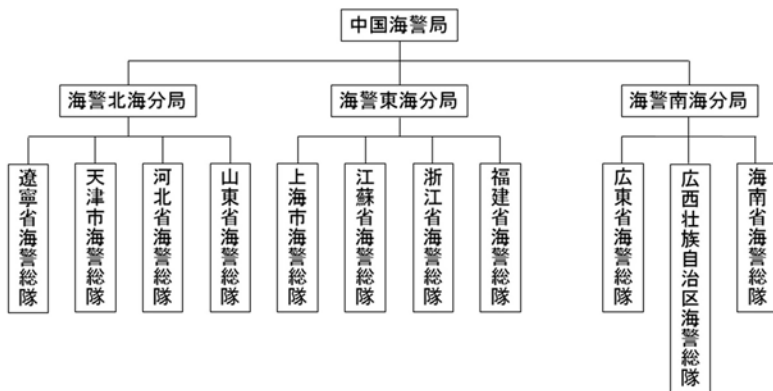


図 2：中国海警機構組織系統図

(2) 一般募集サイトから窺える中国海警機構建設

一般募集サイトには、海警各海区分局と 11 の沿海省（区・市）海警総隊のすべての新卒採用募集情報が掲載されているが、そのうち、中国海警機構建設の動向を知る上で情報が豊富な海警南海分局とこれに隷属する広東省海警総隊の組織概要紹介を取り上げ、分析を試みる。

まず、海警南海分局についてであるが、「中国海警局に隷属し、分局機関の所在地は広東省広州市で、海警現役部隊、旧農業部南海区漁政局及び旧中国海監南海総隊を管轄する」¹⁶と紹介している。本センテンスに出現する「海警現役部隊」とは、南海区に属する広東・広西・海南边防総隊の海警部門を指しているものと考えるのが妥当である。本センテンスの組織系統をこれまでの分析結果を踏まえ、図 3 に示す。

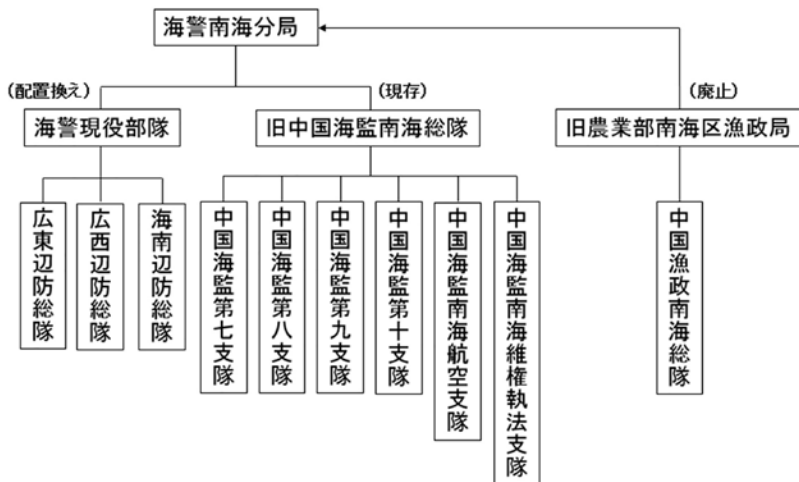


図 3：海警南海分局組織系統図

16 北京中公網：<http://bj.offcn.com/html/2014/11/39172.html>（閲覧日 2015.5.14）

次に広東省海警総隊についてであるが、「中国海警局に隷属し、旧広東辺防海警一・二・三支隊、広州海警專業兵訓練基地及び船艇修理場 (A)、旧海関広東分署及び深セン、スワトウ、拱北、湛江等海関海上密輸取締処 (B) 並びに旧広東珠海漁政站 (C) 等支隊（処）級組織を管轄する」¹⁷と紹介されている。本センテンスの下線部（A）、（B）及び（C）は、改編後に海警南海分局に隷属する海警部門、海関部門及び漁政部門を指している。下線部（C）の漁政部門は、改編前の中国漁政南海分局の内設機構の一つとして広東省に所在していた「珠海漁政站」¹⁸であると考えるのが妥当であり、国家級の漁政機構に位置付けられる組織である。本センテンスの組織系統をこれまでの分析結果を踏まえ、図4に示す。

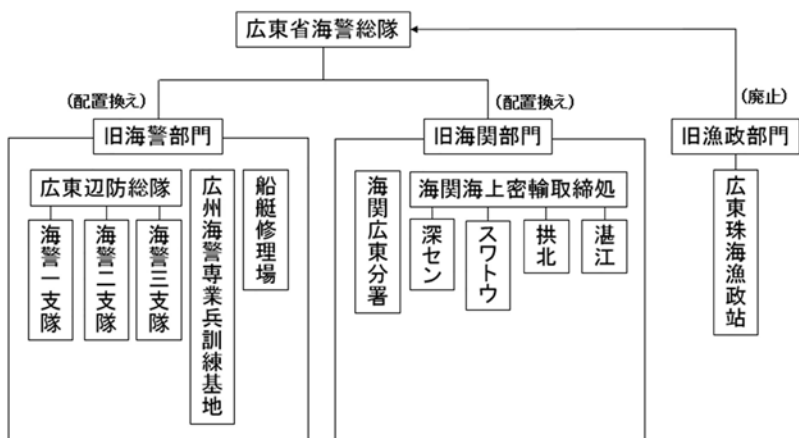


図4：広東省海警総隊組織系統図

以上の分析結果から、中国海警機構建設にかかる中国海上法執行4機関の統廃合状況を表1にまとめる。

17 中公教育網：<http://www.offcn.com/jzg/2014/1108/1792.html>（閲覧日 2015. 5.14）

18 農業部南海区漁政局：

http://www.moa.gov.cn/sydw/nhyzj/bjuijianjie/jgsz/200603/t20060310_2110592.htm（閲覧日 2015. 5.15）

旧部門 中国海警機構	海 警	海 監	漁 政	海 関
中国海警局	边防管理局海警部門	国家海洋局 中国海監総隊(廃止)	旧農業部漁政局 中国漁政指揮中心(廃止)	海関総署 海上密輸取締部門
海警海区分局	海警現役部隊 (边防総隊海警部門)	海監海区総隊各支隊	旧農業部海区漁政局 中国漁政海区総隊(廃止)	
沿海省(区・市) 海警総隊	边防総隊海警支隊 海警專業兵訓練基地 船艇修理場		旧農業部海区漁政局 漁政站(廃止)	海関分署 海関海上密輸取締処

表 1：中国海上法執行 4 機関の統合状況

4 報道等に見る中国海警船の動向

(1) 中国海警編隊による尖閣諸島領海侵犯状況

前編を踏襲し、国家海洋局ホームページ¹⁹⁾にて公表されたものを整理し、表 2 に示す。

19 国家海洋局：<http://www.soa.gov.cn/>（閲覧日 2015. 5.19）

表 2：中国海警編隊による尖閣諸島領海侵犯状況

（2014 年 1 月 1 日～2015 年 5 月 28 日）

番号	日付	船名(中国海警〇〇〇〇)					番号	日付	船名(中国海警〇〇〇〇)				
1	2014/1/12	2506	2113	2166			1	2015/1/9	2151	2337	2115		
2	2014/1/27	2337	2112	2151			2	2015/1/19	2305	2306	2102		
3	2014/2/2	2350	2166	2506			3	2015/1/27	2305	2306			
4	2014/2/17	2151	2113	2102			4	2015/2/6	2350	2113			
5	2014/2/23	2151	2113	2102			5	2015/2/15	2401	2337	2506		
6	2014/3/15	2350	2166	2506			6	2015/2/27	2401	2337	2506		
7	2014/3/29	2401	2151	2101			7	2015/3/16	2306	2350	2102		
8	2014/4/12	2337	2113	2506			8	2015/3/22	2306	2350	2102		
9	2014/4/26	2401	2166				9	2015/3/30	2306	2350	2102		
10	2014/4/29	2401	2102	2166			10	2015/4/4	2401	2506	2113		
11	2014/5/2	2401	2102	2166			11	2015/4/17	2307	2337	2101		
12	2014/5/31	2151	2146				12	2015/4/30	2307	2101	2102		
13	2014/6/6	2151	2101				13	2015/5/3	2350	2305	2102		
14	2014/6/20	2146	2102				14	2015/5/15	2350	2305	2102		
15	2014/6/30	2146	2102				15	2015/5/28	2401	2151	2306		
16	2014/7/5	2151	2101				16						
17	2014/7/12	2151	2101				17						
18	2014/8/6	2151	2101	2112			18						
19	2014/8/12	2151	2101	2112			19						
20	2014/8/24	2305	2146	2102	2113		20						
21	2014/9/1	2146	2305	2113			21						
22	2014/9/10	2350	2166	2101	2337		22						
23	2014/9/20	2401	2151	2115			23						
24	2014/10/3	2350	2146	2113			24						
25	2014/10/18	2305	2101	2112			25						
26	2014/10/30	2305	2101	2112			26						
27	2014/11/3	2401	2305				27						
28	2014/11/25	2337	2151	2102			28						
29	2014/11/29	2337	2151	2102			29						
30	2014/12/19	2401	2166				30						
31	2014/12/23	2401	2166				31						
32	2014/12/30	2401	2166	2102			32						

上記表をもとに、船名別・年別で整理し、さらに前編のデータも加味して整理し、表 3 に示す。

表 3：中国海警船尖閣諸島領海侵犯状況（船名・年別）

船名(中国海警〇〇〇〇)	1115	1123	1126	2101	2102	2112	2113	2115	2146	2151	2166	2305	2306	2307	2337	2350	2401	2506	計(回)	延集数
2013年(7月26日～)	3	1	6	2	5	7	5	/	7	9	5	/	/	/	4	10	/	9	73	204
2014年	0	0	0	9	10	5	7	1	6	13	10	5	/	/	5	4	9	4	88	
2015年(～5月28日)	0	0	0	2	7	0	2	1	0	2	0	4	6	2	4	6	4	3	43	

海上保安庁がこのほど発刊した「海上保安レポート 2015」には、中国公

船による接続水域入域・領海侵入確認隻数が2015年3月末現在で公表されているが、表2はこの数値と一致している²⁰。2014年は、合計13隻の中国海警船が延べ88隻投入されており、2015年は、5月18日現在で合計12隻の中国海警船が延べ43隻投入されており、一編隊3隻体制、月3回の領海内侵入を基本とした行動パターンが見て取れる。さらに、表3からは、新造の中国海警船の投入により、尖閣諸島周辺海域における海洋權益保全業務を遂行するにあたって、他海区からの派遣船を計上せずとも東海区所属船のみで対応できるだけの勢力を備えるに至っている状況を窺わせる。後述するが、今後の新造船の就役も見込まれることから、勢力はさらに充実するものと考えられる。

(2) 中国海警船の建造状況

前編執筆時点以降に進水、就役したとされる中国海警船にかかる公開情報を整理し、表4²¹に示す。

20 海上保安庁「海上保安レポート2015」日経印刷株式会社、2015年、16頁。

21 「中国海警2307」については、国家海洋局：

http://www.soa.gov.cn/xw/dfdwtdt/jsdw_157/201412/t20141225_34739.html（閲覧日2015. 5.19）

「中国海警1501」については、中国海洋報：

<http://epaper.oceanol.com/shtml/zghyhb/20150122/76878.shtml>（閲覧日2015. 5.19）

「中国海警2308」については、国家海洋局：

http://www.soa.gov.cn/xw/dfdwtdt/jsdw_157/201504/t20150401_36596.html（閲覧日2015. 5.19）

「中国海警2501」については、国家海洋局：

http://www.soa.gov.cn/xw/dfdwtdt/jsdw_157/201504/t20150420_36863.html 閲覧日2015. 5.19）参照。

表 4：中国海警船建造状況（2014 年 11 月～）

船名	公表日 (出典)	就役日等	船型 又はトン数	配属先
中国海警2307	2014-12-25 (国家海洋局 東海分局)	2014/12/19 (就役)	3980トン	中国海監 第五支隊
中国海警1501	2015/1/22 (中国海洋報)	2015/1/16 (進水) 2015/5 (就役予定)	5500トン	国家海洋局 北海分局
中国海警2308	2015/4/1 (国家海洋局 東海分局)	2015/3/31 (就役)	3980トン	中国海監 第五支隊
中国海警2501	2015/4/20 (中国海洋報)	2015/4 (就役)	5500トン	中国海監 第四支隊

表 4 に掲げる中国海警船のほか、2015 年 5 月 26 日に「環球網」が報じた記事によれば、10000 トン級「中国海警 2901」²²がこのほど海上試運転を行ったとの記事をインターネット上で写真付きで報じており、就役を間近に控えている状況を窺わせる。その他、「中国海警 2308」の就役を報じた記事によれば、「該船は、昨年下半年に東海分局にて就役した中国海警 2305、2306、2307 と同系列の姉妹船である」と説明されており、表 3 に掲げる「中国海警 2306」も新造船であることがわかる。また、表 4 に掲げる「中国海警 2308」及び「中国海警 2501」の 2 隻については、乗員の慣熟訓練等に要する時間を考慮したとしても、遅くとも今年度上半期中には尖閣諸島周辺海域へ姿を見せることになるものと思われる。

5 おわりに

最新鋭の大型中国海警船の東シナ海部署への配置が顕著に現れている。船番の千の位に数字の「2」を標識した中国海警船のうち、把握できているものだけでも、昨年 1 年間で 4000 トン級「中国海警 2401」、3000 トン級

22 環球網：<http://mil.huangqi.com/militarytelescope/2015-05/6526169.html>
(閲覧日 2015. 5.28)

「中国海警 2305」、「中国海警 2306」及び「中国海警 2307」並びに 1000 トン級「中国海警 2115」の計 5 隻を、今年に入りすでに 5000 トン級「中国海警 2501」及び 3000 トン級「中国海警 2308」の 2 隻を就役させている。これらに引き続き、今後 10000 トン級「中国海警 2901」の就役情報も目にするようになる。このことは、まずは装備面で日本の海上保安庁を凌駕し、尖閣諸島周辺海域における法執行面で優位に立とうとする中国海警局の強い意志の現れと考えられる。その一方で、日本の海上保安庁も着実に体制の強化を図っている。「海上保安レポート 2015」によれば、「海上保安庁では、尖閣諸島周辺海域における中国の大型公船への対応に万全を期すため、平成 27 年度末までに大型巡視船 14 隻相当による専従体制の整備を進めている」²³旨紹介している。当該専従体制の確立に向けて、大型巡視船 10 隻の増強整備、ヘリ搭載型巡視船 2 隻の延命・機能向上等を図りつつ、拠点となる石垣港の機能強化、マンパワーの増強、さらには指揮部となる第十一管区海上保安本部の体制強化にも着手したとされている。双方の装備面での背比べがエスカレートする趨勢は、決して歓迎されるべきものではなく、くれぐれも尖閣諸島領海警備に従事する海上保安官には、双方の対峙が不測の事態に発展することのないよう、国際法と国内法に基づいた冷静かつ毅然とした対応を維持していただきたいものである。他方、2015 年 1 月 22 日、「日中高級事務レベル海洋協議第 3 回全体会議及びワーキンググループ会議」²⁴が日本の横浜市で開催され、これに中国側のメンバーとして中国海警局が参加している。この会議で、中国海警局と日本の海上保安庁が対話窓口を設け、更なる協力のあり方についてできるだけ早く議論していくことで一致したとされている。このような取組みは歓迎されるべきことであって、今後の進展に期待したい。

なお、本研究は日本学術振興会の科研費 26257106 の助成を受けたものである。

23 海上保安庁「海上保安レポート 2015」日経印刷株式会社、2015 年、18 頁。

24 外務省：http://www.mofa.go.jp/mofai/press/release/press1_000047.html（閲覧日 2015. 4.17）

【付録】

研 究 業 績 一 覧

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

各教官の本人申出分につき掲載，なお※印は学外者を表す

基礎教育講座

著書

- ・ 秦野一宏：『宮沢賢治とは何か—子ども・無意識・再生』，朝文社，(2014)。

論文

- ・ 越智均：尖閣諸島をめぐる中国の動向分析，海上保安大学校研究報告，平成 26 年度第 59 巻第 1 号，pp.215-237(2014)。
- ・ 越智均：海岸巡防機関海域法執行作業規範，海上保安大学校研究報告，平成 26 年度第 59 巻第 2 号，pp.97-122 (2015)。
- ・ 越智均，四元吾朗：中国海上法執行機関の動向について—中国海警局発足後の海警事情を中心として—，海上保安大学校研究報告，平成 26 年度第 59 巻第 2 号，pp.123-145 (2015)。
- ・ 澤田浩之：歴代韓国大統領の演説におけるレトリック，日本比較文化学会，『比較文化研究』No.115, pp.73-85(2015)。
- ・ 二五義博：「ヨーロッパの CLIL (内容言語統合型学習) に関するパイロットスタディー—呉市公開講座における CLIL 的授業の実践を通して—」，『中国地区英語教育学会研究紀要 No.45』，pp.61-70 (2015)。
- ・ 秦野一宏：二重の風景—『鳥の北斗七星』をめぐる，『論攷宮沢賢治』第 12 号，中四国宮沢賢治研究会，pp.1-21 (2015)。
- ・ 秦野一宏：ドストエフスキとく嘘—『カラマゾフの兄弟』論 (4)，海上保安大学校「研究報告」第 59 巻第 1 号，pp.1-30 (2014)。

その他

- ・ 小川哲也：ロシアの海難救助システム (その 1)，海上保安大学校研究報告法文学系第 59 巻第 1 号，pp.161-190 (2014)。
- ・ 二五義博：「スイスの外国語教育」，JACET 関西支部「海外の外国語教育研究会」2014 年度第 1 回研究会例会 (京都外大サテライト教室) にて口頭発表，(2014)。
- ・ 二五義博：「スイスにおける外国語教育政策—多言語教育，CLIL，外国語教員養成の視点より—」，2014 年度 JACET 中国・四国支部春季研究大会 (広島市立大学) にて学会口頭発表，予稿集 pp.5-6 (2014)。
- ・ 二五義博：「CLIL and Cross-curricular English Instruction for Elementary School Children」，第 45 回中国地区英語教育学会島根大会 (島根大学) にて学会口頭発表，(2014)。
- ・ 二五義博：「CLIL 的授業の導入による小学校英語の教科化への道すじ—他教科内容を活用したクイズの作成と発表を事例として—」，第 14 回小学校英語教育学会神奈川大会 (関東学院大学) にて学会口頭発表，予稿集 p.56(2014)。
- ・ 二五義博：「Foreign Language Education Focusing on Subject Content and Individuality With CLIL and MI Theory」，AILA World Congress 2014 (Brisbane, Australia) にて学会口頭発表(2014)。
- ・ 二五義博：「Theory and Practice of CLIL and Cross-curricular English Instruction in the Higher Grades of Elementary School」，JACET Summer Seminar 2014 (Kusatsu Sky Land Hotel) にて学会口頭発表(2014)。
- ・ 二五義博：「「内容」と「言語」のバランスを重視した二刀流英語指導法の開発—医療福祉専攻の大学 1 年生に CLIL 的授業の試み—」，第 53 回大学英語教育学会(JACET) 国際大会 (広島市立大学) にて学会口頭発表，予稿集 pp.83(2014)。
- ・ 二五義博：「国際的にみた外国語教員の養成—日本の外国語教育を考えるために— (シンポジウム)」，JACET 関西支部 2014 年度第 2 回講演会 (同志社大学) にて口頭発表，(2014)。

- ・ 二五義博：「Theory and Practice of CLIL and Cross-curricular English Instruction in the Higher Grades of Elementary School in Japan」, 『JACET Summer Seminar Proceedings No.13』, pp.44-48 (2015).
- ・ 二五義博：「正義・仁愛へ海を守らねばならぬ」, 大学英語教育学会 (JACET) 中国・四国支部研究会『オール・プレゼンテーション&パフォーマンス (OPP) 2014 報告書』, pp.29-34 (2015).

海上警察学講座

論文

- ・ 河村有教：自白法則における新違法排除説の提唱（一），海上保安大学校研究報告法文学系第 59 巻 1 号, pp.31-52(2014).
- ・ 河村有教：日本における海賊対処とグアナバラ号事件，海上保安大学校研究報告法文学系第 59 巻 2 号, pp.81-95(2015).
- ・ Kazuaki Shintani, Yoshisuke Ito*: National Characteristics, Fundamental Principles, and History of Criminal Law in Japan, Sieber, U. / Jarvers, K. / Silverman, E.(eds.), National Criminal Law in a Comparative Legal Context: Introduction to National Systems, S 128.1.3. Berlin, pp. 65-147 (2014).
- ・ 新谷一朗：「終末期医療における意思表示-アメリカの議論をてがかりとして」, 年報医事法学 29 号, pp.12-17 (2014).
- ・ 野中健一：韓国から見たシンブン号事件，海上保安大学校編『海保大研究報告』第 59 巻第 1 号, pp.53-87 (2014).
- ・ 野中健一：韓国領海内を航行する北朝鮮商船に対する海洋警察庁の対応，海上保安大学校編『海保大研究報告』第 59 巻第 1 号, pp.89-123(2014).
- ・ 野中健一：韓国・海洋警察庁の竹島警備，海上保安大学校編『海保大研究報告』第 59 巻第 1 号, pp.125-159(2014).
- ・ 松本宏之：日本の港湾に関するセキュリティ対策, 海事交通研究第 63 集, pp.43-52 (2014).
- ・ 松本宏之：船舶衝突事件における法的判断の相違, 船長第 131 号, pp.73-88 (2014).
- ・ 松本宏之：海上衝突事件研究（海難審判）第 30 回貨物船第二神陽丸油送船第八みかさ丸衝突事件, 海上保安大学校研究報告第 59 巻第 1 号, pp.191-214 (2014).
- ・ 松本宏之：海上衝突事件研究(海難審判・刑事裁判)第 31 回護衛艦あたご漁船清徳丸衝突事件, 海上保安大学校研究報告第 59 巻第 2 号, pp.51-80(2015).
- ・ 松本宏之：漁ろうに従事している船舶の該当性に関する一考察, 日本航海学会誌第 189 号 pp.3-12(2014).
- ・ Tetsuya Yamaji : Evaluation of IMO Guidelines on 'Places of Refuge', Journal of Maritime Researches, Volume 4, pp.13-29 (2014).
- ・ 山地哲也：船舶の避難場所に関する研究—IMO ガイドラインの日本への適用—, 日本海洋政策学会誌, 第 4 号, pp.73-87(2014).
- ・ 山地哲也：船舶の避難場所に関する研究—IMO ガイドラインの評価と日本の対応—, 神戸大学大学院海事科学研究科博士論文(2015).

その他

- ・ 河村有教：日本海盜罪処理及瓜納巴拉號油輪案, 第 21 届水上警察学術研討会会議手冊（中央警察大学水上警察学系）, pp.16-18(2014).
- ・ 河村有教：企業過失事故下之事故調査與刑事程序之關係, 第一屆企業創新暨管理法制研討会會議資料（中国文化大学法学院法律学系）, pp.2/4/1-7(2015).
- ・ 河村有教：「海上保安制度構築支援に関する実証的研究」成果報告書, 海上保安大学校国際海洋政策研究センター(2015).
- ・ 河村有教：逮捕のための実力行使, 海上刑事第 22 号, pp.50-59(2015).
- ・ 新谷一朗：[判例評釈] 海上自衛隊護衛艦と漁船の衝突事故に関し，護衛艦に海上衝突予防法 15 条 1 項の避航義務は認められないとして，護衛艦の当直士官であった被告人らに無罪とした原判決が結論において維持された事例, 刑事法ジャーナル第 40 号, pp.108-112(2014).